

官民連携によるサイバー事案対策の推進に関する協定

警察庁（以下「甲」という。）と日本マイクロソフト株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、サイバー事案対策に関し、甲及び乙が、相互に協力しかつ継続的な連携を行うことを目的として締結する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「本連携事項」という。）について連携及び協力する。

- (1) サイバー事案の未然防止、被害の拡大防止及び捜査に資する情報の共有に関すること。
 - (2) 次世代向けの教育等のサイバー事案対策に係る啓発活動に関すること。
 - (3) その他甲及び乙が必要と認めた事項に関すること。
- 2 本連携事項に係る具体的な取組の内容、実施体制及び具体的な実施方法並びに公表に関する事項（その内容及び方法を含む。）は、甲及び乙が協議の上、別途合意により定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、本連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、本連携事項を推進するに当たり、必要に応じて関係機関、自治体、教育機関、民間企業その他の団体との連携が図られるよう努めるものとする。

（経費負担）

第3条 本協定に基づく連携又は取組の実施に関して、甲及び乙それぞれに生じた経費については、甲乙が別途合意により定めた場合を除き、各自が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年9月6日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも内容の変更又は解除の申出がない場合は、本協定の有効期間を同一内容で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、書面による合意により必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲及び乙が協議の上、解除予定日の1か月前までに文書により相手方へ通知することにより、本協定を解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合には、文書により相手方へ通知することにより、本協定を直ちに解除することができる。
- (1) 公益上の見地から本協定を解除する必要性が生じたとき。
 - (2) 本協定に基づく取組の実施に関し、乙が著しく不適切であると認められる行為をしたとき。
- 3 前項の規定に基づき本協定を解除したことにより相手方に損害が生じても、故意又は重過失がある場合を除き、解除した当事者は相手方に対しその賠償の責めを負わないものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に関連して、相手方から秘密である旨を明記して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者（乙の関係会社を除く。）に開示、漏えいしてはならないものとする。なお、口頭、電子メール、視覚的手段等、有形な媒体以外の媒体、手段により開示された情報については、開示の際に、開示者から被開示者に対し秘密である旨が伝達され、かつ、開示後30日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供されることにより、秘密情報とみなされるものとする。

2 前項の規定に係わらず、当該情報が次に掲げる各号の一に該当する場合、当該情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示される以前に公知であった情報
- (2) 開示される以前に自らが既に保有していた情報
- (3) 開示された後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
- (5) 開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- (6) 相手方の承諾を得た事項

3 第1項の規定に係わらず、甲又は乙は、法令等に基づき秘密情報を開示する旨の請求若しくは命令又は裁判所若しくは行政機関からの照会（法令上の照会権限を有する者からの罰則を伴った照会に限る。）（以下「開示請求等」という。）を受けた場合、当該開示請求等の対象となる秘密情報に限り、必要最小限の範囲において、開示することができるものとする。ただし、法令等上禁止されない限り、相手方への事前の書面による通知を行うものとする。

4 本条の規定は、本協定終了後も、なお有効に存続するものとする。

(免責)

第8条 乙が甲に対して技術的知見の共有その他の支援等を提供する場合、乙は自らの専門知識等に基づき誠実にこれを行うものとするが、乙は当該支援等が正確なものであることを保証するものではなく、これらによって甲に生じた損害等について何らの責任を負わないものとする。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、合意によりこれを取り決めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和8年9月7日

(甲) 警察庁サイバー警察局長

逢阪 貴士

(乙) マイクロソフト アジア 共同プレジデント

日本マイクロソフト株式会社 代表取締役 社長 津坂 美樹